

令和5年度（2023年度）公用車への電気自動車導入に係る調査及び導入パターン
整理業務 審査会設置要項

（目的）

第1条 この要項は、令和5年度（2023年度）公用車への電気自動車導入に係る調査及び導入パターン整理業務の委託事業者を選定するための審査会に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審査し、決定する。

- （1）本業務の委託事業者の選定に関する事項
- （2）その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 審査会の委員は、環境立県推進課等の職員をもって組織する。また、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見等を聞くことができるものとする。

2 審査会に委員長を置き、熊本県環境立県推進課長をもって充てる。

（審査）

第4条 委員は、別表の審査基準に基づき、資格要件を満たした事業者の企画提案書やプレゼンテーション等をもとに、審査を実施する。

2 委員一人あたりの持ち点は、100点満点とする。

3 各委員の採点の合計が最も高かった事業者（以下「最高得点者」という）を当該業務に最も適した事業者を委託事業者として選定する。ただし、最高得点者が2者以上ある場合は、1位に採点した委員が最も多い事業者を委託事業者として選定する。

4 前項の規定にかかわらず、各委員の合計点数が、各委員の満点の合計点数の2分の1を満たしていない事業者は、委託事業者として選定しない。

（任期）

第5条 委員の任期は、審査会の設置から委託事業者との契約締結までの期間とする。

（事務局）

第6条 審査会の事務局は、熊本県環境立県推進課内に置く。

（秘密を守る義務）

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）4月10日から施行する。

【別表】 審査基準

審査項目	審査事項	配点
①業務の実施体制及び類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none">・ 十分な実施体制が整備されているか。・ 電気設備等に関する十分な知識を持っているか。・ 類似業務の実績があるか。	30
②調査及び結果報告の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 調査の実施方法等が具体的に示されているか。・ 調査内容は妥当なものか。・ 結果報告のイメージは妥当なものか。・ 追加的業務など独自の提案があるか。 等	40
③計画性	<ul style="list-style-type: none">・ 実施可能な内容か。・ 作業スケジュールは妥当なものか。 等	20
④費用	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容に見合った費用となっているか。 等	10
合 計		100